

納付回数と納付月

普通徴収の場合

(口座振替や納付書により納める人)
 年10(12)回
 4月～6月 仮徴収分
 7月～1月(3月) 本徴収分
 ※平成18年度と平成19年度は、納期毎の納付額を軽減するため通常年10回の納期を12回の納期とする特例を設けていました。普通徴収の納付回数は平成20年度の税率と併せて検討します。

特別徴収の場合

(年金から引き落としで納める人)
 年6回
 4月・6月・8月 仮徴収分
 10月・12月・2月 本徴収分
 ※制度が導入される平成20年度は、年度途中の10月に受給される年金から特別徴収を始める予定をしていますが、平成20年度当初に特別徴収の要件に該当する方も、10月までは従来の普通徴収による納付をお願いします。

国保税の2割軽減は申請不要に

各世帯の所得金額に応じて、均等割額と平等割額の7割・5割・2割の軽減措置がありますが、平成19年度までは、2割軽減を受けるためには申請書の提出が必要でした。平成20年度からは、7割・5割軽減と同様に申請なしで各世帯の前年中の所得に応じて軽減適用をします。



平成19年分 税の申告が始まります!

2月18日(月)～3月17日(月) ※土・日を除く

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告は自分で書いてお早めに

平成19年分の市民税・県民税の申告と所得税の確定申告が始まります。
 期間中、市役所税務課、安曇川支所、今津税務署では、土・日を除く毎日、申告相談受付をしますが、次の支所での受付日は週3日とさせていただきます。申告相談時間は、8時30分～12時・13時～17時です。

◆マキノ・高島支所 月、火、木曜日
 ◆今津・朽木支所 月、水、金曜日
 お近くの支所で申告相談受付のない日や混雑時には市役所税務課または今津税務署(確定申告のみ)をご利用ください。
 なお、申告書は、郵送でも提出できます。

所得税の確定申告

◆確定申告が必要な方
 ・事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方などで、平成19年中の所得の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
 ・給与所得者で、次の①～③に当てはまる方
 ①給与収入額が2千万円を超える方
 ②給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
 ③2か所以上から給与を受けている方

※給与所得者の還付申告等の簡易な所得税の確定申告は市役所でも受け付けます。ただし、次に該当する方は税務署で申告をしてください。
 ・住宅借入金等特別控除を受ける方
 ・土地や株などの譲渡所得がある方
 ・初めて事業所得の申告をされる方
 ・青色申告をされる方
 ・その他、繰越控除など複雑な申告をされる方

問 今津税務署
 ☎(22)25061

市民税・県民税の申告

◆市民税・県民税の申告が必要な方
 平成20年1月1日現在、高島市に居住している方。ただし、次の方を除きます。

- ① 所得税の確定申告書を提出した方
- ② 前年中の所得が給与所得だけで、年末調整を済ませている方(勤務先から給与支払報告書の提出があった方に限りません)。

※所得が全くない方でも、国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の免除、児童手当の支給などを受けられる方は申告が必要です。

問 市役所税務課
 ☎(25)8116

申告に必要なもの

- ・申告書用紙(送付のあった方)
- ・印鑑
- ・給与所得者は、「給与所得の源泉徴収票」
- ・公的年金の受給者は、「公的年金等の源泉徴収票」
- ・生命保険料や地震保険料などの支払金額の証明書
- ・国民年金保険料および国民年金基金の支払金額の証明書(控除証明書)

税理士による地区相談

地区相談では、税理士が無料で申告書作成の相談を行います。どうぞお気軽にご利用ください。

日 程	会 場
2月19日(火)	高島支所
2月21日(木)	マキノ支所

相談時間 9時30分～12時
 13時～16時
 ※消費税(申告・記帳の仕方等)についての相談も行います。
 ※譲渡所得(土地・建物・株式)の相談は行いませんので、税務署へお願いします。

所得証明書について

未申告の場合は、所得証明書の発行ができません。申告期間中に申告してください。

住民税の住宅ローン控除申告

住民税の住宅ローン控除を受ける「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出期限は、本誌12月1日号(No.56)でお知らせしているとおり3月17日(月)です。

該当となる方で、市より控除申告書が届いていない方は、市役所税務課(☎25-8116)へお問い合わせください。



12月15日、安曇川ふれあいセンターふじのきホールで成安造形大学と市との地域連携協定調印式が執り行われました。
 成安造形大学とは、これまでも朽木地域のごみトラッシュボックス(ごみステーション)製作やイベント・地域学習などの相互協力を重ねてきました。本協定をもとに、大学にとっては豊かな自然環境や地域文化の学習の場として、本市にとっては地域の芸術・文化振興や産業・福祉分野での研究機関としての協力と、若い学生のまちづくりへの参加を期待するものです。
 また当日は、協定書への調印の後、石丸正運彦根城博物館長の調印記念文化講演会も開催されました。
 (政策調整課)